

老問研勉強会

緊急!!

「障害者自立支援法」訴訟
和解が意味するもの

日時：2月20日(土)13:00～

講師：福井 典子さん

会場：大正大学 2号館 233号教室

(都営地下鉄三田線「西巣鴨」駅 下車徒歩2分)

(都営バス池袋駅東口発「浅草雷門」「巣鴨」「王子駅」

行きなどに乗車。「西巣鴨」下車すぐ)

参加費：無料

問い合わせ：宮崎 (Fax :5394-3057)

1月7日に厚生労働省において、訴訟原告団と厚労相が訴訟和解に合意しました。

和解の内容には、この間、国が推進してきた障害の認識、国の責任、負担のあり方などを大きく転換させられる内容となっています。今回の和解が意味するところは何か、今回の和解を受けて私たちはどのように行動することが求められているのか、一緒に認識と理解を深めたいと思います。是非ご参加下さい。

第21回 認知症ワーキング

日時：2月27日(土)14:00～17:00

内容：「服薬事例」ほか

会場：千代田区男女共同参画センター「ミュウ」

ミーティングルーム

(地下鉄「九段下」駅 徒歩5分)

参加費：資料代として100円

問い合わせ：藤原 (Fax:3787-3117)

世界のヘルパーさんと出会う旅

韓国の介護事情

日時：3月4日(木)18:30～

会場：南部労政会館 第2会議室

(JR「大崎」駅 南口下車 徒歩2分)

参加費：資料代・会場費 500円

問い合わせ：大西 (Tel:5577-6300)

バトルトーク

介護保険制度10年を検証する

日時：4月17日(土)14:00～16:30

会場：綾瀬プルミエ第1ホール

(地下鉄千代田線「綾瀬」駅下車徒歩5分)

参加費：無料

シンポジスト

宮島俊彦 (厚労省老健局長)

渡辺俊介 (東京女子医科大学教授)

益子忠道 (柳原診療所所長)

コーディネーター

宮崎和加子 (健和会看護・介護政策研究所所長)

問い合わせ：中村 (Tel:3882-8555)

じゅん・じゅんコンサート

自称「ジュン・レンン」の渡辺潤さん(ケースワーカー)とストリートミュージシャンのヘルパーの阿部純子さん。お二人は日ごろの現場のことやケアの心を「歌」に込められています。

そんなお二人を囲んで飲んだり、食べたりワイワイとおしゃべりも楽しめるコンサートを企画しました。

日にち：4月25日(日)

開場：14:30 開演：15:00

会場：JR「中野」駅 北口 徒歩5分

参加費：3,000円

(軽食・ドリンク付き。差し入れ大歓迎!)

申し込み先：桜井和代 (Fax:3670-6784)

ゲストに櫛佳代さん参加予定

注)会場案内が必要です。その為、地図を送付します。

共に介護を学びあい

励まし合いネットワーク

〒142-0063

東京都品川区荏原1-24-23 角田アパート 1F

Tel・Fax : 03-3787-3117

編集責任者：藤原るか

CLA だより 第12号 10/2/13

発行：共に介護を学びあい・励まし合いネットワーク



「CLA (クラ)」はラテン語で憂い、辛さ、気遣い、共感などと云った意味で、英語のキューアーやケアの語源です。



滋賀県守山市「菜の花」(撮影・北出千万城)

「南部ヘルパーのつどい」報告 2

午後の部 2009年11月29日(日)

於：南部労政会館

分科会① 医療行為について

医師法第17条、歯科医師法第17条及び保健師助産師看護師法第31条の解釈について(通知)

1. 水銀体温計・電子体温計により腋下で体温を計測すること、及び耳式電子体温計により外耳道で体温を測定すること
2. 自動血圧測定器により血圧を測定すること
3. 新生児以外の者であって入院治療の必要がないものに対して、動脈血酸素飽和度を測定するため、パルスオキシメータを装着すること
4. 軽微な切り傷、擦り傷、やけど等について、専門的な判断や技術を必要としない処置をすること(汚物で汚れたガーゼの交換を含む。)
5. 患者の状態が以下の3条件を満たしていることを医師、歯科医師又は看護職員が確認し、これらの免許を有しない者による医薬品の使用の介助ができることを本人又は家族に伝えている場合に、事前の本人又は家族の具体的な依頼に基づき、医師の処方を受け、あらかじめ薬袋等により患者ごとに区分し授与された医薬品について、医師又は歯科医師の処方及び薬剤師の服薬指導の上、看護職員の保健指導・助言を遵守した医薬品の使用を介助すること。具体的には、皮膚への軟膏の塗布(褥瘡の処置を除く。)、皮膚への湿布の貼付、点眼薬の点眼、一包化された内用薬の内服(舌下錠の使用も含む)、肛門からの坐薬挿入又は鼻腔粘膜への薬剤噴霧を介助すること。



【講師】篠崎良勝さん
(八戸大学人間健康学部講師)

詳細は次号掲載します。

参加者の感想より

分科会“医療行為について”に参加して

平成17年7月26日厚生労働省医政局長から各都道府県知事宛に「医師法第17条、歯科医師法第17条及び保健師助産師看護師法第31条の解釈について」という通知文が送られました。その通知文は各都道府県から各区市町村に、そして各介護保険サービス事業へと送られてきました。

「あっ爪切りはやってもいいんだ!」「薬の塗布や湿布を貼るのもいいみたい」「えっ、浣腸もいいの?」この通知文を読んだ介護事業所の管理者や訪問介護のサービス提供責任者は、明暗・複雑な思いを抱いたと思います。利用者さんサイドあるいは事業所サイド、どちらの立場で受けとめたかで、登録ヘルパーさん達のこの通知の認知度が、あきらかに違っていました。それは4年半を過ぎた現在でもあまり変わっていないことが、先日の分科会での皆さんのご意見で実感しました。

私自身のことを申し上げます。この通知文を額面通りに受けとめていました。「白癬爪などの異常がない爪は、爪切りOK」「湿布OK」「褥瘡の手当てはNGだけど、ちょっとした傷に薬を塗って、キズテープを貼るのもOK」等々、それらは身体介護サービスの中で行なえると理解していました。いくつか医療行為についてのシンポジウムや研修に参加しましたが、その裏づけをしていただいたような内容

でしたので、何の疑問も持ちませんでした。保険者に問合せした時も「ケアプランに入っていれば」との回答でしたし、実際通知以降、ケアマネジャーからのケアプランに載っていれば、行なっていました。

ところがです!「この通知文には、介護保険の訪問介護サービスにおいて行なっているとは、どこにも、1行も書いてないですよ」。今回の篠崎良勝先生の発言にビックリ、目から鱗が落ちました。確かに介護保険で位置づけられている身体介護サービスには、この通知文で“原則として医療行為ではないと考えられるもの”はもともと入っていません。だからといって改めて厚生労働省から“原則として医療行為ではないと考えられるもの”を身体介護として位置づけるとの文書は今も未だ発令されていません。自分たちで、勝手にOKと判断してしまっていたのです。篠崎先生のご発言を伺わなければ、まだ気がつかなかったと思います。介護の現場で働く者の職能団体でさえ、気がつかなかったのか……と残念に思い、その団体に所属している自分が歯がゆく感じている昨今です。

もっと多くの仲間とお話を聞かせて頂きたかったの思いから、いつかまた篠崎先生のお話を聞かせていただける機会をと切望している毎日です。

(栗原和子さん)

予給付及び市町村特別給付とされている障害者自立支援法施行令(平成18年政令第10号)第2条。したがって、これらの給付対象となる介護保険サービスが利用できる場合は、当該介護保険サービスの利用が優先される」との規定を廃止して下さい。

- (3) 扶養義務の見直し
障害者支援は公的責任で行なわれるべきであり、家族責任を強いてはなりません。
民法の扶養義務を根拠に障害児者支援のための費用を家族に負担させる制度の根本的な制度改革を実施して下さい。
- (4) 障害者福祉の社会資源の充実・基礎整備
障害福祉事業は報酬単価が低廉であり、全国各地において、事業所、有資格ヘルパー等が著しく不足しており、結果として、障害福祉施設を利用できない障害者が多数存在します。
「サービス契約」方式が許されるのは「国が憲法に基づくナショナルミニマム保障義務として、全国で社会基礎整備を尽くすことが前提です。障害福祉施設を利用できない障害者が生まれないように、事業者、ヘルパー等の基礎整備を尽くしてください。
- (5) 障害者の所得保障
障害者が地域社会で当たり前に生きていけるように、障害基礎年金の増額や手当の給付など所得保障制度を確立して下さい。
- (6) 社会参加支援の充実
乳幼児や学齢期の障害児の支援、働く障害者への支援、障害者の子育て支援、障害児を育った親の支援など、すべてのライフステージのニーズに即した社会参加に制限のない支援を充実して下さい。
- (7) 障害者のニーズにあった福祉用具給付制度の抜本的見直し
障害者の日常生活・社会生活支援のための福祉用具につき、必要性や規格の認定、支給額の決定などについて、各障害者のニーズにふさわしいものとなるように、現在の認定制度や基準を抜本的に見直すこと。

2 利用者負担の問題

- (1) 障害福祉施設は人権保障として実施されるべきことに鑑みれば、障害があることを理由とする利用者負担をすべきではありません。
現状を前提としては、緊急に非課税世帯での無償化が実施されることとともに、課税世帯においても、法の下での平等に反しない利用者負担が緊急に検討されるべきです。
また、利用者負担について、次の変更をします。
 - ・ 自立支援医療補償用具の自己負担について、無償として下さい。
 - ・ 子どもの権利条約第23条第3項に基づき、障害児の支援は無償として下さい。
 - ・ 児童福祉法における応益負担を直ちに廃止して下さい。
 - ・ 「働きに行くのになぜ利用料を取られるのか」との声を真摯に受け止め、就労支援施設においては無償として下さい。
- (2) 収入認定の見直し
「利用者負担」の収入認定において、障害者年金、障害者手当等、就労、就労支援による所得、工賃等は全て除外して下さい。

3 緊急課題

- (1) 実費自己負担の廃止
厚生労働省が新政権下において2009年11月に実施した実態調査でも、自立支援法導入に伴い「食費・光熱水費」等の実費の負担が障害者の生活を苦しめた事実が確認できます。
新法制定においてはもちろん、新法制定前の政令改正等の暫定措置により、「食費、人件費等のホテルコスト」名目の自立支援法の福祉施設及び児童福祉法に基づく障害児者施設での実費自己負担を緊急に廃止して下さい。
- (2) 報酬支払い
自立支援法の日払い制度が福祉を破壊したとの原告らの声を真摯に受け止め、事業所報酬の支払いを原則月払いに早急に戻して下さい。
- (3) 就労移行支援の期間の廃止
就労移行支援が2年間の期間付き支援であるため、期間内に就労出来なかった利用者の行き場がない現実があり、「自立」を阻害しています。直ちに就労移行支援の期間を撤廃して下さい。
- (4) 地域生活支援事業の地域間格差の解消
地域生活支援事業は自立支援法上、市町村・都道府県が行うものとされているため、事業の質、量、負担の程度について、大きな地域間格差があるのが実情です。この地域間格差を解消し、自己負担を廃止するために、根本的

- な制度的・財政的な改革を行ってください。
- 4 当事者参加と検証
(1) 利用者負担を理由に退所していった利用者の実態調査
厚生労働省の2007年2月21日公表の自立支援法の利用者負担により退所、利用抑制を強いられた人の調査結果があります。その結果によれば、利用者負担を理由に退所した人が1625名認められるにも関わらず、これについて何らの救済をしていないことは国が非難されて然るべきことです。
これらの人の実態調査をすみやかにを行い、必要な支援を行い、その権利と生活の安定を復活させてください。
 - (2) 新法制定過程の障害当事者の参画
新法制定過程の障害当事者の参画においては、障害当事者はもちろんのこと、最重度の障害者など意向を表現することが難しい人についても、その意向を反映できる関係者が参画することを望みます。
 - (3) 新法制定過程での私たちの参画
「障がい者制度改革推進本部改革推進会議」の下の自立支援法に替わる総合的な法制度を議論するための「専門部会」に私たち訴訟団が推薦する者を選任して下さい。
 - (4) 検証会議の立ち上げ
自立支援法に関し「なぜ退った法律が制定されたのか」を調査、確認するための「検証会議」を設けて真相を解明して下さい。二度と同じ過ちを繰り返さないために不可欠です。

以上

なお、「障害者自立支援法訴訟団」とは
① 原告団 ② 弁護団 ③ 「障害者自立支援法訴訟の勝利をめざす会」の3者で構成されます。
①は 障害者自立支援法違憲訴訟を福岡、広島、岡山、神戸、京都、大阪、和歌山、奈良、滋賀、名古屋、東京、さいたま、盛岡、旭川の14地方裁判所に提起している原告70名(被告には東京地裁での損害賠償請求訴訟を提起している障害児の父親1名を加えると71名)を指します。
②は上記訴訟の原告訴訟代理人170余名です。
③は上記訴訟支援団体であり、詳細はHP <http://www.nemaset.org/jp/02/suit/>にて公開しております。

<今後のとりくみ予定>
1月12日(火)大阪の会世話人会議
1月22日(金)大阪の原告会議
2月16日(火)大阪地裁・第6回口頭弁論日(11:00~)



【1/7調停式の様子〜全国のみどす会ホームページより】

<速報>

第2回推進会議では、障害者基本法について、基本的性格・理念などの検討がされ、「既存の基本法を修正するのではなく新しい法をつくる」「名前も『権利法』などにし、発想を変え、国の義務と障害者の権利を明確する」ことが共通意見となりました。また、これまで「医学モデル」として個人の問題ととらえてきた障害の定義を「必要な支援が足りないために社会参加が難しくなっている状態」とする「社会モデル」へ転換させる方向でほぼ一致しました。

障害者自立支援法違憲訴訟原告団・弁護団と

国（厚生労働省）との基本合意文書

平成22年1月7日

障害者自立支援法違憲訴訟の原告ら71名は、国（厚生労働省）による話し合い解決の呼びかけに応じ、これまで協議を重ねてきたが、今般、本訴訟を提起した目的・意義に照らし、国（厚生労働省）がその趣旨を理解し、今後の障害福祉施策を、障害のある当事者が社会の対等な一員として安心して暮らすことのできるものとするために最善を尽くすことを約束したため、次のとおり、国（厚生労働省）と本基本合意に至ったものである。

一 障害者自立支援法廃止の確約と新法の制定

国（厚生労働省）は、速やかに応益負担（定率負担）制度を廃止し、遅くとも平成25年8月までに、障害者自立支援法を廃止し新たな総合的な福祉法を制定する。そこにおいては、障害福祉施策の充実、憲法等に基づく障害者の基本的人権の行使を支援するものであることを基本とする。

二 障害者自立支援法制定の総括と反省

1 国（厚生労働省）は、憲法第13条、第14条、第25条、ノーマライゼーションの理念等に基づき、違憲訴訟を提起した原告らの思いに共感し、これを真摯に受け止める。

2 国（厚生労働省）は、障害者自立支援法を、立法過程において十分な実態調査の実施や、障害者の意見を十分に踏まえることなく、拙速に制度を施行するとともに、応益負担（定率負担）の導入等を行ったことにより、障害者、家族、関係者に対する多大な混乱と生活への悪影響を招き、障害者の人権としての尊厳を深く傷つけたことに対し、原告らをはじめとする障害者及びその家族に心から反省の意を表明するとともに、この反省を踏まえ、今後の施策の立案・実施に当たる。

3 今後の新たな障害者制度全般の改革のため、障害者を中心とした「障がい者制度改革推進本部」を速やかに設置し、そこにおいて新たな総合的福祉制度を策定することとしたことを、原告らは評価するとともに、新たな総合的福祉制度を制定するに当たって、国（厚生労働省）は、今後推進本部において、上記の反省に立ち、原告団・弁護団提出の本日付要望書を考慮の上、障害者の参画の下に十分な議論を行う。

三 新法制定に当たっての論点

原告団・弁護団からは、利用者負担のあり方等に関して、以下の指摘がされた。

- ① 支援費制度の時点及び現在の障害者自立支援法の軽減措置が講じられた時点の負担額を上回らないこと。
 - ② 少なくとも市町村民税非課税世帯には利用者負担をさせないこと。
 - ③ 収入認定は、配偶者を含む家族の収入を除外し、障害者本人だけで認定すること。
 - ④ 介護保険優先原則（障害者自立支援法第7条）を廃止し、障害者の特性を配慮した選択制等の導入をはかること。
 - ⑤ 実費負担については、厚生労働省実施の「障害者自立支援法の施行前後における利用者の負担等に係る実態調査結果について」（平成21年11月26日公表）の結果を踏まえ、早急に見直すこと。
 - ⑥ どんなに重い障害を持っていても障害者が安心して暮らせる支給量を保障し、個々の支援の必要性に即した決定がなされるように、支給決定の過程に障害者が参画する協議の場を設置するなど、その意向が十分に反映される制度とすること。
- そのために国庫負担基準制度、障害程度区分制度の廃止を含めた抜本的な検討を行うこと。

国（厚生労働省）は、「障がい者制度改革推進本部」の下に設置された「障がい者制度改革推進会議」や「部会」における新たな福祉

制度の構築に当たっては、現行の介護保険制度との統合を前提とはせず、上記に示した本訴訟における原告らから指摘された障害者自立支援法の問題点を踏まえ、次の事項について、障害者の現在の生活実態やニーズなどに十分配慮した上で、権利条約の批准に向けた障害者の権利に関する議論や、「障害者自立支援法の施行前後における利用者の負担等に係る実態調査結果について」（平成21年11月26日公表）の結果も考慮し、しっかり検討を行い、対応していく。

- ① 利用者負担のあり方
- ② 支給決定のあり方
- ③ 報酬支払い方式
- ④ 制度の谷間のない「障害」の範囲
- ⑤ 権利条約批准の実現のための国内法整備と同権利条約批准
- ⑥ 障害関係予算の国際水準に見合う額への増額

四 利用者負担における当面の措置

国（厚生労働省）は、障害者自立支援法廃止までの間、応益負担（定率負担）制度の速やかな廃止のため、平成22年4月から、低所得（市町村民税非課税）の障害者及び障害児の保護者につき、障害者自立支援法及び児童福祉法による障害福祉サービス及び補装具に係る利用者負担を無料とする措置を講じる。

なお、自立支援医療に係る利用者負担の措置については、当面の重要な課題とする。

五 履行確保のための検証

以上の基本合意につき、今後の適正な履行状況等の確認のため、原告団・弁護団と国（厚生労働省）との定期協議を実施する。

要望書

内閣総理大臣 鳩山 由紀夫 殿
厚生労働大臣 長 妻 昭 殿

障害者自立支援法訴訟団
2010年1月7日

私たち原告は、生きるために必要不可欠な支援を「故」とみなし「障害」を自己責任とする仕組みを導入する障害者自立支援法（以下「自立支援法」）等を廃止させるため訴訟を提起しました。

国は自立支援法の廃止を約束し、訴訟における私たちの主張を今後の障害福祉施策に生かすことを約束し、私たちと基本合意を締結しましたが、同基本合意文書に明記した事項に付随する障害福祉施策における課題は多く存在します。

次に挙げる広い意味で本訴訟に關連する課題について、国として議論を尽くし、責任をもってその解決のため万全を尽くしていただくよう、私たちは強く求めます。

1 障害福祉制度の根本問題

(1) 契約制度のもつ根本的問題の解消
契約制度について、次のような批判があります。「公的責任が後退した」、「契約にたどり着く前に福祉から排除される」、「利用料の増額により支援を打ち切られる」、「協働関係に立つべき福祉事業所と利用者に対立構造をもたらした」、「福祉が商品化した」。このような障害者の声に耳を傾け、障害者の権利行使としての公的支援制度を構築し、福祉を市場原理に委ねる「商品」と考えず、人権としての福祉はあくまで公的責任で実施されるという理念に立つ根本的な制度改革を望みます。

(2) 介護保険優先原則（障害者自立支援法第7条）の廃止に向けた抜本的見直し

障害福祉施策において応益負担を廃止しても障害者が65歳になると介護保険により1割負担を強いられる矛盾を国は直視し、介護保険優先原則（障害者自立支援法第7条）及び厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部企画課長、障害福祉部長通知「障害者自立支援法に基づく自立支援給付と介護保険制度との適用関係等について」（平成19年3月28日）除金発第0328002号・閣議発第0328002号における

① 優先される介護保険サービス
自立支援給付に優先する介護保険法の規定による保険給付は、介護給付、

分科会② 認知症ケアについて

05 認知症の人との接し方

認知症の人との接し方

● 認知症の人にとっては、接し方自体が状態の安定や向上に向けた重要なケアとなる

ポイント	接し方
自尊心を傷つけない	● 間違っただけ、理解できない行動をとっても否定しない ● 奇異な目や突き放した態度をとらない（敏感に感じ取り反応する）
視野に入らな	● 1メートル以内に近づいて話す ● うしろから声をかけると、気づかなかつたり、振り向きざまに転倒することがあるので注意する
ゆったり、優しく	● 言葉、身のこなし、誘導は「意図的に」スピードを落とす ● 本人の動くスピードに添う（すべては無理でも、ポイントの場を大事に）
感情に傷を	● 言葉だけでなく、しぐさ、服装、態度などで「安心」「楽しい」「うれしい」などの感情面に働きかける ● 五感を刺激し、心地よさを感じる場面を増やす
前向きに伝える	● 1度にくつものことを話すとき混乱するので、情報を伝えるときは単純な内容にして、頭を追って1つずつ伝える
わかる言葉を使う	● 本人に慣れる呼び名、言葉を用いる ● 生まれ育った土地、印象に残っている過去にいた国の言葉などを使うと効果がある
	● 相手のどんな場面でも肩の力を抜き、ゆったり関わる（相手を脅かさない）
	● 本人の目をみる（本人が恥をかいたりしている場合は除く） ● (顔の) 上からのアプローチは避ける。低い位置からのアプローチを
	● 緊張を解くように、やわらかく、楽しい雰囲気
	● ケアをする一方でなく、本人をケアする側が頼ったり、お願いする場面をつくり、年長者としての誇りと自信を引き出す
	● 特に先のことを先走って伝えると、混乱や失敗を起こしがちなので注意する
	● 本人の心と身体が動く「言葉」「話題」を探す



【講師】小林 豊子 さん
(介護支援専門員)

ポイント	接し方
話を合わせる	● 現実とあり得ないような話でも、逆らったり、訂正したりしない（間違いを訂正すると、かえって混乱したり、不快を感ずる） ● 真剣に聞く態度を示す ● 混乱が強い場合は、話に入り込まずそっとしておく
音声を聞く	● その人がさかのぼって内面に浮かんでいる時期や、最も輝きかけたころに視点を合わせる ● 思い出のきっかけになるものを用意する（例：本人の写真、食べ物、花、果物、絵など） ● 本人の得意な話、喜びエピソードを集めて、ケアに活かしていく ● 本人の話に集中し、「関心を持って、喜んで聞かせてもらっている」という姿勢を示す（ごく短時間でも）
現実を強化する	● 折に触れ、名前、日時、場所などの基本的なことを知らせる（例：本人のわかる呼び名で呼び、ケアする人の名前を知らせるなど） ● 時間と出来事の関係も知らせようにする（例：「朝【時間】ごはん【出来事】ですよ」など） ● みやすい日めくり、暦、時計を身近に置く ● 混乱のめられる時期には、言葉のみでなく文字を書いた紙、なじみのものを活用する ● 本人にとって見当のつく人が一貫して関わる

参加者の感想より

午後の部で「認知症ケアについて」という分科会に参加しました。

認知症ケアの考え方は単なるケアではなく、生きて生活することの支援という視点が大切であるという事を学びました。

生きて生活するとは、ただ肉体的に生きる（食事・排泄・入浴）だけでなく、精神的に生きる（活動する）だけでなく、生活全体を通じて自らの意思と意思出せること、ケアの中心はそのひとらしさを理解するために「その思いにどれだけ目を向ける事ができるか」「その思いをどれだけ察する事が出来るか」とのことでした。

また、音やスピード等が脅威になったり、生活の中で失敗の連続となると自信がなくなるなど、ご本人の内面でお

きていることを理解しながら具体的なケアのポイントを学習しました。(資料一部掲載)

小林講師の穏やかな語り口と実体験を踏まえた講義はとてもわかりやすかったです。実際の認知症の方へのケアはやはり時間が足りないと感じる事が多く、30分のデイサービスの準備、送り出しのケアや1時間の清拭、おむつ交換、衣類交換、車椅子への移乗、歩行助などのケアの中から、ご本人がどのように感じているのかと気がかりになりました。その中でも利用者さんが楽しく、安心に思える瞬間があればいいなと思いました。現在の介護保険制度内での関わりの限界も感じました。

(石倉かおるさん)

午後の部・講演

ご本人も介護者も

安心・安楽な移乗

トランス



【講師】木下 万城 さん(北千住介護福祉専門学校講師)

「想像力」

日ごろの「休憩」とらずの仕事を考えて、お昼ぐらいはゆっくりとなんて考えて立てた企画の時間は延長ばかり。とうとうそんな調子で休憩も取らずに一日を通してしまいました。日ごろの疲れも見せずに、貪欲な参加者のエネルギーに脱帽しました。そしてそのエネルギーに引っ張られるように参加者の感性も全開となりました。

物体。「それ、ゴキブリ！」みんなの慌て様、と笑い！ビデオにはしっかり写っているかな？講義に集中していく参加者の楽しそうな顔、顔。

私は、その様子を見て一人ひとりの参加者の『想像の力』を強く感じました。人間の素敵な『想像の力』が目の前で展開してゆく様子は、とてもワクワクします。そのワクワク感はずいぶん最終講義で更に深まりました。

「在宅での当事者主体の『想像力』を共に引き出すヘルパーのスキルのひとつではないでしょうか？」との考えにヘルパーのつどいを通じて至りました。まだ、独りよがりの主観の領域ですが……参加者のみなさん、いかがでしたか？

(編集部 藤原)



手をつないで楽しそう

木下講師の導入で使われた「輪になってのゲーム」はとても単純な声かけから自然に始まりました。「これから、みなさんにボールを投げますよ～、は～い」。形のないボールは次々と参加者の手から手へ投げられました。次は「重たい大きなボール」。ずっしりした受け止め、重いボールが隣へ……。そして「生卵」、「ねばねばした物体」。最後は内緒の



ベッドの上で

☆次号で「足浴」の分科会を紹介いたします。

参加者の感想より

この講座は「これから私が言葉にする物をキャッチしたら、それを今度は他の人に返して下さい」とフワフワした物とかネバネバした物、挙句は納豆、生卵と……体全体で受け取ったり、返したりする動作をすることから始まりました。

それにしても皆さん役者ぞろい、のりに乗って体も心もリラックスしたところで、先生から次の質問が「立ち上がりの動作をするまでにはどんな行程があるのか？」普通に答えると、「その前に何かありませんか？」と手厳しい。

座席の順番に答えるので、ドキドキしながら答える準備をします。「あーでもない、こーでもない」とあちこちで、

確認しながら動作をする光景が見られました。こんな調子で、時にはドキドキ、時には大きな笑い声があふれて講座は進みました。

重心を分散させることで移動の動作をしやすくする。座位から立ち上がる時にお辞儀をする様に姿勢をとる等、その姿勢をとる意味（意欲の引き出し＝関わり方・声かけ等も含み）を改めて考えました。楽しくも、科学的な講座でした。

若くてさわやかな木下先生、何回も教えて頂かないとすぐに忘れてしまう私たちですが、また、教えてください！

(実行委員 高橋貴美)



あなたもご一緒ませんか？

世界のヘルパーさんと出会う旅・韓国



○日程：2010年3月25日（木）～29日（月）

3/25（木）

成田発・大韓航空 9:20

関空発・大韓航空 9:40

12時過ぎに仁川空港到着予定（空港線・地下鉄五号線で移動）

午後：天使老人療養院・天使老人専門療養院・天使療養センターの見学
終了後：ホテルへ（今回は、参加者の希望で、仁寺洞周辺のオンドル泊）



3/26（金）

午前：ヘルプエイジコリア（HelpAge Korea） 趙基東 名誉会長との懇談
（韓国での家庭奉仕制度の成立過程・歴史・現在のお話を伺いたい）

*名誉会長が差し支えなければ、お昼をご一緒（ご接待？）

午後：家庭奉仕員さんとの交流

（家庭奉仕員として活動されてきたからのお話、現在の状況・変化など。）

夕方：認知症家族の会の方との交流（宮崎信恵監督の紹介の李さんという方です）
（オプション企画）



3/27（土）

午前：KTCS 療養保護士教育院の見学と教育内容・動向のレクチャー

午後：KTCS 訪問介護麻浦センターの訪問療養に関するレクチャーと療養保護士の方々との交流

夕方：韓国のヘルパーさんに関係する労組の方との懇談（オプション企画）
（医療行為・セクハラ・労働災害問題等について）

3/28（日）

終日フリー（天安の独立記念館に行きたいという方がおります）

3/29（月）

（仁川）午前の便で成田へ

成田メンバー 10:20 発 12:30 着

関空メンバー 9:45 発 11:30 着

